

# 市たばこ税納付書の記載の手引

市たばこ税納付書は、「領収証書」「納付書」「領収済通知書」の3枚1組になりますので、全てに同じ内容を記入してください。なお、この納付書は手持品課税の納付にはご利用いただけませんので、ご注意ください。

(納付書記載例)

市区町村コード 271004		市たばこ税領収証書 (公)	
大阪府 大阪市			
口座番号 00900-5-960001	加入者 大阪市会計管理者		
〒530-0005 大阪市北区中之島〇-〇-〇			
たばこ商事株式会社 代表取締役 大阪 太郎 様			
年度 5	申告年 6	申告月 3	台帳番号 01
申告期間 令和6年2月分(から 令和 年 月分まで)		申告区分 申告修正決定	
税額	百十億千百万千百十円	2449	
延滞金			
過少申告・加算金 不申告・重			
合計額		¥2449	
納期限 令和6年4月1日	領収日付印		

上記のとおり領収しました。  
(納税者保管)

「市たばこ税申告書(第34号の2様式)」に記載された内容を記入してください。

- ・個人の場合  
「申告者の住所又は居所及び氏名」
- ・法人の場合  
「申告者の住所又は居所、名称及び代表者氏名」

実際に申告された「年」、「月」と「その月の所属する年度」を記入してください。

年度は各年4月1日から翌年3月31日までを同じ年度として取扱います。

【記入例】

- ・令和6年2月売渡分の市たばこ税額を同年3月18日に申告納付する場合  
年度→「5」  
申告年→「6」  
申告月→「3」

申告期間欄には、「市たばこ税申告書(第34号の2様式)」に記載された「令和〇年〇月分」と同じ内容を記入してください。

【記入例】

- ・令和6年2月売渡分の市たばこ税額を申告された場合、「令和6年2月分」と記載します。  
※この場合、( )内は記載不要です。

該当する申告区分に〇印を付けてください。Excel形式のファイルに入力する場合は、セルをクリックし、右に表示される▼から該当する申告区分を選択してください。

左欄の申告期間分について、初回申告内容について納付する場合は「申告」、修正申告内容について納付する場合は「修正」を選択します。

「市たばこ税の申告書(第34号の2様式)」に記載された「この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額」と同じ金額を記入してください。また、合計額の欄のみ先頭に「¥」マークを記入してください。

申告納付期限を記入してください。

※市たばこ税の申告納付期限は、たばこを売り渡した月の翌月末日となります。なお、末日が土曜日や日曜日または祝休日にあたるときは、翌開庁日が納期限になります。

【記入例】令和6年2月売渡分の市たばこ税申告期限は、令和6年4月1日です。

## ★ 納付書をご利用になるときの注意点 ★

(1) 大阪市HPに掲載している納付書をご利用になる場合

- ・A4の紙に印刷してください。
- ・3枚の帳票の法人名、税額等は必ず同一の内容を記入してください。
- ・手持品課税の納付にはご利用いただけません。

(2) この納付書をご利用になることができるのは、次の場所です。

◎大阪市公金収納取扱金融機関

●全国の店舗で取り扱う金融機関

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行

●大阪府内の店舗で取り扱う金融機関

ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、一部の農業協同組合等

※取り扱う店舗には「大阪市公金収納取扱店」の表示があります。

◎ゆうちょ銀行及び郵便局

近畿2府4県(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県)に所在するゆうちょ銀行及び郵便局

◎市役所、区役所庁内の銀行派出所

◎市税事務所

(3) 納税証明書がご入用のときは申告書(控用)及び領収証書をお持ちください。

(4) 領収証書は5年間大切に保管してください。

(5) 領収証書は、大阪市会計管理者、銀行等(大阪市指定金融機関、大阪市指定代理金融機関、大阪市収納代理金融機関)又は郵便局の領収日付印を押すことによってその効力を生じます。

ただし、証券(小切手等)をご使用の場合は、その証券金額の支払いがあるまで納付義務は完了しません。

※eLTAXを利用して申告書を提出された場合は、クレジットカード、口座振替(ダイレクト方式)、各金融機関のインターネット(モバイル)バンキング・ATMにより電子納税を行うことができます。